指定講習機関における取消処分者講習の実施に関する規程

平成　１５　年　４　月　９　日
福井県公安委員会規程第２号

改正

平成17年３月14日公委会規程第７号　平成19年５月28日公委会規程第８号　平成24年３月16日公委会規程第６号
平成25年３月29日公委会規程第６号　平成26年５月26日公委会規程第９号　平成29年３月３日公委会規程第10号
令和２年12月15日公委会規程第３号　令和５年２月10日公委会規程第２号　令和５年６月29日公委会規程第14号
令和７年３月24日公委会規程第６号

指定講習機関における取消処分者講習の実施に関する規程を次のように定める。

指定講習機関における取消処分者講習の実施に関する規程

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　指定の申請等（第３条－第６条）
第３章　職員（第７条－第23条）
第４章　講習の計画等（第24条－第26条）
第５章　講習の実施（第27条－第38条）
第６章　監督、命令等（第39条－第41条）
第７章　雑則（第42条－第49条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）第１０８条の４第１項の規定に基づき、福井県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から指定講習機関の指定を受けた者（以下「指定講習機関」という。）が実施する法第１０８条の２第１項第２号の規定に基づく取消処分者講習（以下「講習」という。）について、必要な事項を定める。

（準拠）

第２条　指定講習機関の事務処理については、法、行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「行手法」という。）、道路交通法施行令（昭和３５年政令第２７０号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号。以下「施行規則」という。）、指定講習機関に関する規則（平成２年国家公安委員会規則第１号。以下「規則」という。）、福井県道路交通法施行細則（昭和４３年福井県公安委員会規則第１号。以下「県細則」という。）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第２６号。以下「聴聞規則」という。）によるほか、この規程に定めるところによる。

第２章　指定の申請等

（指定の申請）

第３条　規則第２条第１項に規定する申請書の様式は、指定講習機関指定申請書（別記様式第１号。以下「指定申請書」という。）のとおりとする。この場合において、指定を受けようとする者は、当該申請書に規則第２条第２項に規定する書類を添付し、正副２通作成して提出しなければならない。

２　規則第２条第２項第４号に規定する書面は、運転適性指導員名簿（別記様式第２号）のとおりとする。

３　規則第２条第２項第５号に規定する履歴書の様式は、運転適性指導員履歴書（別記様式第３号及び別記様式第３号の２）のとおりとする。

４　規則第２条第２項第６号に規定する書面は、運転適性指導員選任・解任届書（別記様式第４号）のとおりとする。

５　規則第２条第２項第７号に規定する書面は、コース面積並びにコースの種類、形状及び構造状況表（別記様式第５号）のとおりとする。

６　規則第２条第２項第８号に規定する図面は、建物その他の設置の状況表（別記様式第６号）及びその内容を明らかにした図面とする。

７　規則第２条第２項第９号に規定する書面は、備付車両一覧表（別記様式第７号）のとおりとする。

８　規則第２条第２項第１０号に規定する講習計画書は、取消処分者講習計画表（別記様式第８号）に講習区分（四輪車学級及び二輪車学級）及び技能コースの走行順路を明らかにした図面を添付したものとする。

（指定申請に対する審査）

第４条　公安委員会は、前条第１項の指定申請書が提出されたときは、指定申請書及び添付書類の内容が規則第６条の規定に基づく指定講習機関としての人的基準、物的基準及び運営的基準に適合しているか否かを書面及び実地踏査により審査する。

（指定）

第５条　公安委員会は、指定申請書の内容が指定の基準に適合すると認めるときは、指定講習機関の指定をし、指定書（別記様式第９号）に当該指定申請書の１通を添付して交付する。

（指定申請書の記載事項変更）

第６条　指定講習機関は、指定申請書の記載事項のうち、氏名及び住所並びに法人はその代表者の氏名を変更しようとするとき、又は取消処分者講習の業務を行う事務所の名称及び所在地を変更しようとするときは、あらかじめ公示事項等の変更の届出書（別記様式第１０号）により、公安委員会に届け出なければならない。

２　指定講習機関は、指定申請書に添付する書類の内容に変更が生じたときは、速やかに指定事項変更届書（別記様式第１１号）を正副２通作成して公安委員会に届け出なければならない。

３　公安委員会は、指定事項変更届書の内容を審査し、その結果を当該届書に記載するとともに、当該届書の１通を当該指定講習機関に送付する。

第３章　職員

（管理者）

第７条　指定講習機関の代表者は、当該指定講習機関を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

２　管理者の要件は、政令第３５条第１項の規定を準用する。

３　管理者は、講習業務の運営及び管理全般について、その責任を負う。

４　管理者は、講習の適切な運営を図るため部下職員を指導教養し、職員の資質の向上に努めなければならない。

５　管理者は、講習を効果的に行うために、講習施設の改善、講習車両等の維持管理及び講習器材の整備に努めなければならない。

（副管理者）

第８条　管理者は、講習業務に関し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接補佐する職員（以下「副管理者」という。）を置くことができる。

２　管理者は、副管理者を指定したときは、副管理者指定届書（別記様式第１２号）を公安委員会に届け出なければならない。

３　副管理者は、管理者が出張その他で不在となるときは、その職務を代行し、その責任を負う。

（運転適性指導員）

第９条　運転適性指導員（以下「指導員」という。）は、規則第５条各号の要件に該当するものでなければならない。この場合において、同条第５号の要件を満たす者は、「指定講習機関に関する規則第５条第５号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件」（平成１４年国家公安委員会告示第３６号）により国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修）を修了した者又は第１１条に定める公安委員会が行う審査に合格した者とする。

なお、飲酒取消講習以外の講習を実施する場合においては、取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第１及び別表第１の２）に定める、ディスカッション指導の講習科目を行う指導員に、交通心理学の専門家等による教養を受けさせること。

また、飲酒取消講習を実施する場合においては、飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第２及び別表第２の２）に定める、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッション指導の各講習科目を行う指導員に、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けさせること。

（指導員審査対象者）

第10条　公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者を指導員の対象として審査する。

(1)　福井県警察本部長の運転適性検査指導者資格者の認定を受け、かつ、講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算３年以上で、かつ、従事した期間から５年を経過していない者に限る。）。

(2)　停止処分者講習等の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算５年以上で、かつ、従事した期間から５年を経過していない者に限る。）で、かつ、公安委員会が新任運転適性指導員研修及び取消処分者講習（一般）研修と同程度のも

のと認める研修を受け、公安委員会が運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認める者。

（指導員審査）

第11条　指導員の審査申請（以下「審査申請」という。）は、当該申請者が勤務している指定講習機関の管理者を通じて行う。

２　前項の申請は、運転適性指導員審査申請者名簿（別記様式第１３号）に申請者に係る運転適性指導員審査申請書（別記様式第１４号）、住民票の写し及び運転適性指導員履歴書（別記様式第３号及び別記様式第３号の２）を添付し、公安委員会に提出しなければならない。

３　公安委員会が行う指導員審査（以下「審査」という。）は、書面審査、実技審査及び面接審査により実施する。

(1)　書面審査は、講習指導員として従事した経験等により、審査対象としての適格性についての審査を行う。

(2)　実技審査は、運転適性検査器材による検査、四輪車及び自動二輪車の実車による検査、運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。

(3)　面接審査は、人格、識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能力について、指導員としての適性の審査を行う。

（合格の判定）

第12条　審査により、指導員として十分な技能及び知識を有すると認める者を合格とする。

（合格証書の交付）

第13条　公安委員会は、前条の審査に合格した者に対し、運転適性指導員審査合格証書（別記様式第１６号）を交付するとともに、運転適性指導員審査合格者名簿（別記様式第１７号）に合格者の氏名等を記載する。

（指導員審査の特例）

第14条　第９条後段に規定する講習を修了した者が審査申請を行うときは、第１１条第１項及び第２項の規定を準用するほか、当該講習を実施した機関が発行する修了証書の写しを添付する。

２　公安委員会は、前項の申請を受理したときは、当該申請者に係る審査を免除する。

３　公安委員会は、第１項の申請者が審査により合格した場合は、第１３条の規定を準用する。

（実務実習の実施）

第15条　公安委員会は、前条に規定する者及び次の各号のいずれかに該当する者を実務実習の対象者（以下「実習生」という。）として指定し、実務実習を実施する。

(1)　新任運転適性指導員研修及び取消処分者講習（一般）研修の修了者で、かつ、運転適性指導員として講習に従事することを予定している者

(2)　公安委員会が行う運転適性検査指導についての技能及び知識に関する審査に合格した者のうち、講習指導員として従事した期間から３年以上経過している者

(3)　公安委員会が実務実習の必要性があると認める運転適性指導員

(4)　指定講習機関の管理者から実務実習の申出があった運転適性指導員

（実務実習の実施通知）
第16条　公安委員会は、実務実習を実施するときは、取消処分者講習に係る実務実習通知書（別記様式第１８号）により、実習生が所属する管理者に対し通知する。この場合において、第１５条第４号の規定により、管理者からの申出があったときは、その理由について聴取し、当該運転適性指導員について実務実習の必要性の有無を判断する。
２　前項の通知を受けた管理者は、通知を受けた実習生が病気その他の理由で講習を受けることができない場合には、取消処分者講習に係る実務実習欠席者報告書（別記様式第１９号）により、公安委員会に報告しなければならない。
（実務実習期間）
第17条　実務実習期間は、講義等が１日、研修が６日（２日間（計１３時間）の研修を３回実施）の７日間とする。
（実務実習実施基準）
第18条　実務実習は、取消処分者講習に係る実務実習実施基準（別表第３。以下「実施基準」という。）に基づき実施する。
（実務実習案）
第19条　公安委員会は、前条に定める実施基準に基づき、観察学習及び講習の補助を行う研修を基本とし、科目、内容及び時間を定めた実務実習案を作成し、実務実習を実施する。
（実務実習場所）
第20条　実務実習は、福井県警察本部交通部運転免許課及び周辺道路において行う。
（実務実習結果の通知）
第21条　公安委員会は、実務実習の結果について、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書（別記様式第２０号）により、実習生が所属する指定講習機関の管理者に対し通知する。
（再実務実習又は補充教養の実施）
第22条　公安委員会は、実務実習について、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書の「Ｅ（要指導）」に該当する項目がある場合は、実習生が所属する指定講習機関の管理者と協議した上で、再実務実習又は補充教養を行う。
（運転適性指導員の選任及び解任）
第23条　管理者は、運転適性指導員を選任又は解任したときは、運転適性指導員選任・解任届書により公安委員会に届け出なければならない。
第４章　講習の計画等
（講習業務規程）
第24条　指定講習機関は、講習業務開始前に法第１０８条の６に規定する講習業務規程を定めるときは、又はこれを変更しようとするときは、公安委員会の認可を受けなければならない。
２　講習業務規程の認可申請は、講習業務規程認可申請書（別記様式第２１号）に当該講習業務規程を正副２通添付して申請する。
３　講習業務規程の変更申請は、講習業務規程変更認可申請書（別記様式第２２号）に当該講習業務規程を正副２通添付して申請する。

４　公安委員会は、前２項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、その結果を当該申請書に記載するとともに、当該申請書の１通を当該指定講習機関に送付する。

（講習実施基準）

第25条　講習は、取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第１及び別表第２）に基づき実施する。ただし、飲酒運転を理由として運転免許の取消し処分を受けた者等は、飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第１の２及び別表第２の２）に基づき実施する。

２　運転技能診断は、四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点（別表第４）及び二輪車技能診断課題設定の基準（別表第５）に基づき実施する。

（講習実施責任者）

第26条　講習実施責任者は、管理者をもって充てる。

２　講習実施責任者は、講習に関する事務を適正に行うとともに、講習に係る施設について管理し、職員を指導教養して講習が効果的かつ適正に行われるように努める。

３　講習実施責任者は、降雪等の天候その他の事由により、講習科目の実施が困難な場合には、講習科目を適宜変更することができる。

４　講習実施責任者は、運転技能診断を行わせるに当たっては、特に交通事故等の未然防止に努めなければならない。

第５章　講習の実施

（講習区分）

第27条　受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、四輪車や二輪車の学級編成を行い、講習の区分は、原則として、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じて行うが、当該種類に係る運転技量が著しく未熟な場合等、講習の効果が十分期待できないと認められる場合は、この限りでない。

２　１学級の編成は、１グループ３人を単位として計９人の編成を基準とする。この場合において、１グループにつき指導員等１人を配置するとともに、１学級につき補助者を１人充てることを原則とし、法１０８条の５第１項の規定により、運転適性指導には指導員以外の者を従事させることはできないことから、補助者についても指導員を充てること。

（講習指導案）

第28条　管理者は、第２５条に定める取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目及び飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目に基づき、講習指導案を作成し、講習を実施する。

（講習用教材）

第29条　管理者は、次の各号に定めるところにより、施行規則第３８条第２項第３号に規定する教材を積極的に活用し講習効果を高めるよう努める。

(1)　教本、視聴覚教材等は次のものを使用すること。

ア　取消処分者講習で使用する教本は、別紙の内容について正確にまとめられたものを使用すること。この場合において、本県の交通実態に関する内容の資料及び危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等を効果的に使用するとともに、ディスカ

ッション指導において用いる資料（以下「ディスカッション資料」という。）及び筆記による検査において用いる運転適性検査用紙を必要数整備すること。

イ　飲酒取消講習においては、アルコールチェッカー（アルコール検知器）、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を必要数整備すること。

(2)　自動車等

コース又は道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）が実施できるよう、自動車及び一般原動機付自転車を必要数整備すること。

ア　大型自動車、中型自動車及び準中型自動車については、補助ブレーキ等の装置を整備したもの、普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を整備したものとすること。

イ　大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、一般原動機付自転車については原則としてスクータータイプのものとすること。

(3)　運転シミュレーター

運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づく指導（以下「運転シミュレーター操作による指導」という。）が実施できるよう、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用の運転シミュレーターを必要数整備すること。

(4)　運転適性検査器材

運転適性検査器材を用いた検査に基づく指導（以下「器材使用による指導」という。）が実施できるよう、動体視力検査器、夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材を必要数整備すること。

(5)　実車による指導に必要な器材等

実車による指導に必要な無線信号灯等の器材を整備するよう努めること。

（運転適性指導）

第30条　自動車等の運転について必要な適性に関する検査は、筆記による検査、口答による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査を、次の各号に定めるところにより実施する。

(1)　筆記による検査は、「科警研編７３Ｃ」又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、これに基づきカウンセリング等の指導を行うこと。この場合において、運転適性判断資料は、カウンセリング等で使用した後は本人に交付すること。

なお、診断票は２部作成し、管理者が１部保管すること。

(2)　器材使用による指導は、検査結果を記載した診断票を使用して実施し、これに基づいて安全運転の心構え等を指導すること。

(3)　実車による指導及び運転シミュレーターの操作による指導は、次に定めるところによる。

ア　実車による指導の場所の設定

(ｱ)　現に仮免許を保有する受講者に対し、四輪車により運転技能診断をする場合は、講習効果の観点から、原則として道路において行うこととし、その際には、講習用車両に四輪車の路上講習標識表示基準（別表第６）に定める「講習中」である旨を表示する標識及び法第８７条第３項に規定する「仮免許練習中」の標識を見やすい位置に掲示すること。その他の受講者に対する技能診断については、コースにおいて行うこと。

(ｲ)　技能診断を実施する場所及び内容（以下「講習路」という。）については、四輪車学級にあっては「四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点」（別表第４）、二輪車学級にあっては「二輪車技能診断課題設定の基準」（別表第５）に基づき設定すること。

イ　使用車両

受講者が受けようとする免許の種類に対応する自動車又は一般原動機付自転車を使用すること。ただし、対応する自動車がない場合には、次の措置を執ることができる。

(ｱ)　大型免許を受けようとする者は、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(ｲ)　中型免許を受けようとする者は、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(ｳ)　準中型免許を受けようとする者は、普通自動車を使用すること。

(ｴ)　大型自動二輪免許を受けようとする者は、普通自動二輪車を使用すること。

なお、身体障害者が自己保有の改造車両の持込みを希望した場合は、これを認めることとするが、手数料上の特例は設けられていないことをあらかじめ了知させておくこと。

ウ　運転技能診断

運転技能診断は運転技能診断票を使用して行い、終了後には当該診断票を受講者本人に交付すること。この場合において、運転技能診断には、運転技能診断票（別記様式第２３号）を使用すること。

エ　運転シミュレーター操作による指導

(ｱ)　実車による指導のみでは指導が困難な交通事故、その他危険場面等について運転シミュレーターの操作により擬似体験させ、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うこと。

(ｲ)　使用する運転シミュレーターは、受講者が取得しようとしている免許の種類に応じ、四輪車用、自動二輪車用及び一般原動機付自転車用とする。ただし、原付免許を取得しようとする者に対しては、一般原動機付自転車用シミュレーターを整備するまでの間、自動二輪車用で代替することができる。

（講習実施上の留意点）

第31条　インターバルについては、所定の講習時間内で必要に応じ適宜取るようにすること。

２　インターバル以外の遅刻や不必要な講習準備の遅れなど、講習を行わなかった時間を講習時間として計上することのないようにすること。

（指導員の指名等）
第32条　管理者は、選任している運転適性指導員の中からあらかじめ当日の講習担当者を指名して、講習を行わせる。
２　講習は、原則として開始から終了まで同一の指導員により行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、公安委員会の承認を得て、これによらないで講習を行うことができる。
（講習日の予約等）
第33条　取消処分者講習の予約申込みは、管理者を通じて行うことができる。
２　管理者は、講習の予約申込者（以下「予約申込者」という。）から予約申込みを受けたときは、取消処分者講習受講予約申込書（別記様式第２４号。以下「申込書」という。）の提出を求め、当該申込書を公安委員会に送付する。
３　申込書の送付を受けた公安委員会は、管理者を通じ、取消処分者講習指定書（別記様式第２５号）を予約申込者に交付する。この場合において、管理者は、予約申込者に対し、受講内容、受講手数料、服装、携行品等について教示すること。
（受講申請の受付）
第34条　管理者は、取消処分者講習受講申請書（別記様式第２６号。以下「申請書」という。）を受け付ける際、福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成１２年福井県条例第３０号）別表に規定する額を講習手数料として徴収する。
２　管理者は、前項の受理に当たり、取消処分者講習受講申請者（以下「取消処分申請者」という。）から申請前６月以内に撮影した写真（無帽、正面、上三分身、無背景の縦３．０センチメートル、横２．４センチメートル）２枚の提出を求める。
（受講者の確認）
第35条　指導員は、受講予約者名簿により取消処分申請者の出席状況を確認し、欠講者のあるときは、その旨を受講予約者名簿に付記しなければならない。
２　指導員は、申請書及び前条第２項に規定する写真に基づき、受講者が申請者本人であることを確認しなければならない。
（取消処分者講習終了証明書の交付）
第36条　管理者は、講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書発行簿（別記様式第２７号）に記載するとともに、県細則第３３条の２第４項に規定する取消処分者講習終了証明書を２部作成の上、１部を受講者に交付し、１部は取消処分者講習終了証明書台帳として保管する。この場合において、管理者は、取消処分者講習終了証明書の写しを公安委員会に送付しなければならない。
（取消処分者講習終了証明書の再交付）
第37条　管理者は、取消処分者講習終了証明書の遺失等による再交付は、次のとおり行う。
２　再交付の申請は、県細則第３３条の２第５項に規定する取消処分者講習終了証明書再交付申請書の提出を求めてこれを受理する。
３　再交付は、前条の取消処分者講習終了証明書台帳と照合確認の上、取消処分者講習終了証明書を複製して交付するものとし、その旨を公安委員会に報告しなければならない。
（結果報告）

第38条　指導員は、講習の実施結果を取消処分者講習受講結果報告書（別記様式第２８号）により管理者を通じて公安委員会に報告しなければならない。

２　管理者は、毎月の講習の実施結果を取消処分者講習実施結果報告書（別記様式第２９号）及び取消処分者講習実施状況報告書（別記様式第３０号）により、翌月７日までに報告しなければならない。

３　管理者は、第３０条第１号に定める運転適性検査の結果について、運転適性検査実施結果報告書（別記様式第３１号）により、翌月７日までに報告しなければならない。

第６章　監督、命令等

（指導員の解任命令）

第39条　公安委員会は、法第１０８条の５第３項の規定により、不正な行為をした指導員の解任を命じようとするときは、行手法第１３条第１項第１号ハの規定により聴聞を行う。

２　指導員の解任命令は、前項の手続を経た後、解任命令書（別記様式第３１号の２）を交付して行う。

（監督・適合命令等）

第40条　公安委員会は、法第１０８条の８第１項及び第２項の規定により、指定講習機関に不適切な事由が生じた場合は、適合命令書（別記様式第３２号）を発して、これについての改善命令を行い、是正させる。

（指定の取消し）

第41条　公安委員会は、指定講習機関が法第１０８条の１１第１項の規定に該当した場合は、行手法第１３条第２項第２号の規定により、意見陳述の手続を執らずして指定講習機関の指定を取り消すとともに、指定講習機関の指定取消通知書（別記様式第３３号）により当該指定講習機関に通知する。

２　公安委員会は、指定講習機関が法第１０８条の１１第２項の規定に該当し、指定講習機関の指定を取り消そうとするときは、行手法第１３条第１項第１号イの規定により聴聞を行う。この場合において、公安委員会は、当該指定講習機関の指定を取り消したときは、指定講習機関の指定取消通知書（別記様式第３３号の２）により当該指定講習機関に通知する。

３　公安委員会は、前２項の規定により、指定講習機関の指定を取り消したときは、規則第１５条に基づきその旨を公示する。

第７章　雑則

（事業報告書）

第42条　指定講習機関は、規則第１３条に基づき毎事業年度終了後３月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に提出しなければならない。

（保秘の徹底）

第43条　法第１０８条の７第１項の規定により、指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、講習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（講習実施に伴う連絡等）

第44条　公安委員会は、講習の適正かつ確実な実施及び講習水準の維持・向上を図るため、規則第１８条の規定に基づき、公安委員会と綿密な連絡を取るよう指定講習機関を指

導するとともに、指定講習機関が講習を実施する上で必要と認められる範囲の情報提供を行う。

（講習の休廃止）

第45条　管理者は、法第１０８条の１０の規定により講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、規則第１４条に定める事項を記載した講習の休廃止の許可申請書（別記様式第３４号）を正副２通作成して公安委員会に提出しなければならない。

２　公安委員会は、前項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、その結果を当該申請書に記載するとともに、当該申請書の１通を当該指定講習機関に送付する。

３　公安委員会は、第１項の許可をしたときは、規則第１４条第１項第１号から第３号までに掲げる事項を公示する。

（各種事故の防止）

第46条　管理者は、講習中の各種事故防止に万全を期すため、指導員等に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車による技能診断に際しては、受講者にヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させること。また、二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対応できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。この場合において、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入するとともに、講習に関して発生した各種事故については、速やかに公安委員会に報告しなければならない。

（簿冊の備付）

第47条　管理者は、次の各号に掲げる簿冊を備え付け、それぞれの各号に定める期間これを会計年度により保存し、講習事務の実施状況を明らかにしなければならない。

(1)　取消処分者講習指定書綴・・・・・・・・・・・・・・・・・当年
(2)　取消処分者講習受講申請書綴・・・・・・・・・・・・・・５年
(3)　取消処分者講習受講結果報告書綴・・・・・・・・・・・・５年
(4)　取消処分者講習実施結果報告書綴・・・・・・・・・・・・３年
(5)　取消処分者講習終了証明書台帳・・・・・・・・・・・・・５年
(6)　講習関係収支決算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５年
(7)　講習関係出納簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５年
(8)　その他の関係書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１年

（服装等）

第48条　指導員の服装は、活動しやすいもので指導員としてふさわしいものとすること。

（協議）

第49条　公安委員会は、指定講習機関に対し講習業務の運営についてこの規程により難い事由が生じたときは、その都度協議し、指示する。

附　則（平成１５年４月９日福井県公安委員会規程第２号）

この規程は、平成１５年４月９日から施行する。

附　則（平成１７年３月１４日福井県公安委員会規程第７号）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年５月２８日福井県公安委員会規程第８号）

この規程は、平成１９年６月２日から施行する。

附　則（平成２４年３月１６日福井県公安委員会規程第６号）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日福井県公安委員会規程第６号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年５月２６日福井県公安委員会規程第９号）

この規程は、平成２６年６月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３日福井県公安委員会規程第１０号）

この規程は、平成２９年３月１２日から施行する。ただし、別記様式第３１号の２から別記様式第３３号の２までの４様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年１２月１５日福井県公安委員会規程第３号）

この規程は、令和２年１２月１５日から施行する。

附　則（令和５年２月１０日福井県公安委員会規程第２号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年６月２９日福井県公安委員会規程第１４号）

この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２４日福井県公安委員会規程第６号）

この規程は、令和７年３月２４日から施行する。

別紙

1　最近における道路交通法令の改正の概要

最近５年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2　運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構えや、交通事故及び交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上及び民事上の責任について、刑事裁判例や民事裁判例及び保険制度を交えながら、図表等を用いて解説すること。

3　危険予測

(1)　危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2)　危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3)　死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

4　安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1)　性格と運転

性格特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2)　各年代ごとの運転者の一般的特性

各年代ごとの運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3)　視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応とげん惑）について、イラスト等を用いて解説すること。この場合において、加齢との関係についても言及すること。

(4)　反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5)　飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組等について解説すること。この場合において、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5　安全運転の方法

(1)　運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢、シートベルトやチャイルドシートの正しい着用・使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2)　歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性、歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3)　高速道路の通行

高速走行の危険性、高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4)　駐車・停車及び自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法及び自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5)　二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。この場合において、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6　事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。この場合において、事故時の対応についても言及すること。

7　各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度（初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習等）について、図表等を用いて解説すること。

8　被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9　安全運転５則

(1)　「安全運転５則」を記載すること。

○　安全速度を必ず守る
○　カーブの手前でスピードを落とす
○　交差点では必ず安全を確かめる
○　一時停止で横断歩行者の安全を守る
○　飲酒運転は絶対にしない

(2)　交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢を踏まえて自転車の通行モラル、事故の増加要因や交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別表第１（第９条関係）

取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備　　考
第１日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、速やかに運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	１人	運転適性検査用紙	受講者９人以内 受講者全員に対し補助者１人 １グループ３人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1)　講習目的と方法の説明 (2)　講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。	60分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者１人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	１人	視聴覚教材	補助者１人 「運転適性検査による安全運転のポイント」等を活用する。
	運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。	60分	個別的指導			
	運転技能の診断	(1)　診断の狙いと心構え (2)　道路又はコースでの技能診断 (3)　チェックリストによる長所、短所の説明 (4)　運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	120分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人	普通乗用自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車等によって行う。 仮免許を有する者…道路 仮免許を有しない者…コース 受講者全員に対し補助者１人 「性格適性に応じた技能教習指導要領」等を活用する。
	ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転(行動)に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するよう指導する。	60分	討議形式	受講者６人以下につき、担当者１人	ディスカッション資料	補助者１人
第２日	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を理解させる。	60分	全員	１人	視聴覚教材	補助者１人
	道路又はコースでの技能診断	技能診断と同じ３人のメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1)　できるだけ広い範囲を見ること。 (2)　駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3)　歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう１度走らせる。 受講者の運転について、１人ずつ昨日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際にアンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	150分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人		受講者全員に対し補助者１人 「道路又はコース訓練の要領」等を活用する。

	安全運転実行のための指導・助言	(1)　運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2)　道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3)　危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 (4)　社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	運転適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	90 分	個別的指導			「性格適性に応じた技能教習指導要領」等を活用する。
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1)　運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりでする。 (2)　受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3)　状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4)　先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さなど、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60 分	全員	1 人		補助者 1 人

備考　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第１の２（第９条関係）

飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備　　考
第１日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、速やかに呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	１人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者９人以内 受講者全員に対し補助者１人 １グループ３人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1)　講習目的と方法の説明 (2)　講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者１人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	１人	視聴覚教材	補助者１人
	運転技能の診断	(1)　診断の狙いと心構え (2)　道路又はコースでの技能診断 (3)　チェックリストによる長所、短所の説明 (4)　運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	120分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車等によって行う。 仮免許を有する者…道路 仮免許を有しない者…コース 受講者全員に対し補助者１人
	運転適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト（ＡＵＤＩＴ）	アルコールスクリーニングテストを行わせる。	アルコールスクリーニングテストを行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	１人	ＡＵＤＩＴ検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテストの結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行為の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者３人につき、担当者１人	ワークブック	
第２日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	１人	呼気検査器	
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を理解させる。	60分	全員	１人	視聴覚教材	補助者１人
	道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じ３人のメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1)　できるだけ広い範囲を見ること。 (2)　駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。	車の動きが第１日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう１度走らせる。受講者の運転について、１人ずつ第１日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。	60分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人	自動車	

		(3)　歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	なお、この際にアンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。					
	安全運転実行のための指導・助言	(1)　運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2)　道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3)　危険予測~~予知~~運転の大切さを改めて気付かせる。 (4)　社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	運転適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60 分	個別的指導			
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認。	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個々人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60 分	個別的指導	受講者３人につき、担当者１人	ワークブック	
	ディスカッション指導	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識を持たせるよう指導する。	50 分	討論形式	受講者６人以下につき、担当者１人	ディスカッション資料	補助者１人
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1)　運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりでする。 (2)　受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3)　状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4)　先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さなど、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60 分	全員	１人		補助者１人

備考　1　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

2　アルコールスクリーニングテスト（ＡＵＤＩＴ）とは、WHO（世界保健機関）が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。

3　ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第２（第９条関係）

取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備　　考
第１日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、速やかに運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60 分	全員	１人	運転適性検査用紙	受講者９人以内 受講者全員に対し補助者１人 １グループ３人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1)　講習目的と方法の説明 (2)　講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60 分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者１人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断書を作成する。
	運転技能の診断（１－１）	(1)　診断の狙いと心構え (2)　コースでの技能診断 (3)　チェックリストの作成	①　日常点検・取り回し ②　慣熟走行 ③　目標制動 ④　コーナリング ⑤　スラローム ⑥　８の字旋回 ⑦　緊急制動 ⑧　緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	60 分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 一般原動機付自転車	車両は、受講者１名に１台 補助者１人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は、定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の２周はごく低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した技能診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60 分	全員	１人	視聴覚教材	補助者１人 「運転適性検査による安全運転のポイント」等を活用する。
	運転技能の診断（１－２）	(1)　コースでの技能診断 (2)　チェックリストによる長所・短所の説明 (3)　運転適性診断結果と照合した運転特徴の説明	前回の技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点や運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	60 分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 一般原動機付自転車	補助者１人 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は集団走行させ、補助者が先導する。 「性格適性に応じた技能教習指導要領」等を活用する。
	運転適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験を基に、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第２日の受講を考え、押し付ける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	60 分	個別的指導			
	ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転(行動)に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するよう指導する。	60 分	討議形式	受講者６人以下につき、担当者１人	ディスカッション資料	補助者１人

第２日	運転技能の診断（２）	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1)　できるだけ広い範囲を見ること。 (2)　駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3)　歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4)　二輪車の特性に応じた走行をすること。	初めに、運転技能の診断（１－１）と同じ慣熟走行を実施し、第１日の技能診断による指導が生かされているかを確認する。車の動きが第１日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースをもう１度走らせる。 そして、運転技能の診断１－１と同じ課題を行い、受講者の運転について１人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第１日の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際にアンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	150 分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 一般原動機付自転車	補助者１人 「場内訓練の要領」等を活用する。 実施方法は、運転技能の診断１－１に同じ。
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60 分	全員	1 人	視聴覚教材	
	安全運転実行のための指導・助言	(1)　運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2)　コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3)　危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 (4)　社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	運転適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	90 分	個別的指導			「性格適性に応じた技能教習指導要領」等を活用する。
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1)　運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりでする。 (2)　受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3)　状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4)　先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さなど、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60 分	全員	1 人		補助者１人

備考　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第２の２（第９条関係）

飲酒取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第１日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、速やかに呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	１人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者９人以内 受講者全員に対し補助者１人 １グループ３人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1)　講習目的と方法の説明 (2)　講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者１人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	１人	視聴覚教材	補助者１人
	運転技能の診断（１）	(1)　診断の狙いと心構え (2)　コースでの技能診断 (3)　チェックリストの作成	①　日常点検・取り回し ②　慣熟走行 ③　目標制動 ④　コーナリング ⑤　スラローム ⑥　８の字旋回 ⑦　緊急制動 ⑧　緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	90分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 一般原動機付自転車	車両は、受講者１名に１台 補助者１人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の２周はごく低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	運転適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験を基に、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と運転適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第２日の受講を考え、押し付ける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト（ＡＵＤＩＴ）	アルコールスクリーニングテストを行わせる。	アルコールスクリーニングテストを行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	１人	ＡＵＤＩＴ検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテストの結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行為の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者３人につき、担当者１人	ワークブック	
第２日	呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	１人	呼気検査器	
	危険予測運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	１人	視聴覚教材	

運転技能の診断（２）	課題実施前の助言は、次のとおりである。 (1)　できるだけ広い範囲を見ること。 (2)　駐停車車両の陰、小交差道路等からの飛び出しに警戒を強めること。 (3)　歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。 (4)　二輪車の特性に応じた走行をすること。	初めに、運転技能の診断（１）と同じ慣熟走行を実施し、第１日の技能診断による指導が生かさせているかを確認する。車の動きが第１日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースをもう１度走らせる。 そして、運転技能の診断（１）と同じ課題を行い、受講者の運転について１人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第１日の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートを取り、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	60 分	グループ（３人)別	受講者３人につき、担当者１人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 一般原動機付自転車	補助者１人 実施方法は、運転技能の診断（１）に同じ。
安全運転実行のための指導・助言	(1)　運転適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2)　コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3)　危険予測運転の大切さを改めて気付かせる。 (4)　社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	運転適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60 分	個別的指導			
ブリーフ・インターベンション②	ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個々人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60 分	個別的指導	受講者３人につき、担当者１人	ワークブック	
ディスカッション指導	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ､飲酒運転を行ってしまった理由や今後飲酒運転を行わないための方策等について議論させ､飲酒運転に対する問題意識を持たせるよう指導する。	50 分	討議形式	受講者６人以下につき、担当者１人	ディスカッション資料	補助者１人
講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心議題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1)　運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりでする。 (2)　受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3)　状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4)　先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さなど、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑えなければ、ブレーキの活用ができない。 受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60 分	全員	１人		補助者１人

備考　１　休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
２　アルコールスクリーニングテスト（ＡＵＤＩＴ）とは、WHO（世界保健機関）が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。
３　ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第３（第 18 条関係）

取消処分者講習に係る実務実習実施基準

<table>
<tr><th rowspan="2">回目</th><th rowspan="2">日目</th><th rowspan="2">実習科目</th><th rowspan="2">実習内容</th><th rowspan="2">注意事項等</th><th colspan="2">時間</th></tr>
<tr><th>小計</th><th>計</th></tr>
<tr><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">1</td><td>1　実務実習の目的等に関する教養</td><td>1　取消処分者講習の目的及び必要性並びに実務実習の目的
2　管内の交通事故の発生状況と違反実態
3　取消処分者等の実態と取消処分者講習受講の状況
4　運転適性検査、安全カウンセリングの重要性
5　実務実習実施上の留意事項</td><td>○　初日は実務実習責任者が実習生に対して講義を中心とした教養を行う。</td><td>2</td><td rowspan="2">8</td></tr>
<tr><td>2　実習生の修得状況の確認</td><td>1　運転適性検査用紙を使用した検査の実施、採点評価診　断票の作成要領等の確認
2　運転適性検査器材を使用した検査の実施、指導方法等の確認
3　二輪車・四輪車を使用した運転技能とアドバイス、診断ポイント等の確認</td><td>○　実務実習責任者又は実務実習指導官は、新任運転適性指導員研修での修得状況について、講習に入る前に実際に実習生に行わせ確認する。</td><td>6</td></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td rowspan="2">2</td><td>1　実務実習</td><td>1　各都道府県で定める講習指導案に基づく内容（1日目）</td><td>○　毎回１日目の「導入」部分の「講師及び受講者の自己紹介」で実習生を紹介する。</td><td>7</td><td rowspan="4">14</td></tr>
<tr><td>2　質疑・指導</td><td>1　講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等</td><td></td><td>30 分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>1　実務実習</td><td>1　各都道府県で定める講習指導案に基づく内容（2日目）</td><td>○　講習の実践は第１回目２日目以降からとする。</td><td>6</td></tr>
<tr><td>2　質疑・指導</td><td>1　講習終了後、実習生からの質疑及び実務実習指導官からの指導、助言等</td><td></td><td>30 分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>4</td><td rowspan="2">第１回目と同様</td><td rowspan="2">第１回目と同様</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">14</td></tr>
<tr><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3</td><td rowspan="2">6</td><td>1　実務実習</td><td>第１回目と同様</td><td></td><td>7</td><td rowspan="4">14</td></tr>
<tr><td>2　質疑・指導</td><td>第１回目と同様</td><td></td><td>30 分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>1　実務実習</td><td>第１回目と同様</td><td></td><td>6</td></tr>
<tr><td>2　実習結果検討会</td><td>1　講習終了後、実務実習責任者及び実務実習指導官出席による実習結果検討会を開催</td><td>○　実務実習の結果の内容によっては、検討会へ所属する管理者を招致すること。</td><td>30 分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">50</td></tr>
</table>

別表第４（第２５条関係）

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所別	講習路の形状	診断の着眼点
１　道路 （所要時間 １５～２０分） （走行距離 ４～５㎞）	普通免許の技能試験コースに準じたものとし、 (1)　広路 （往復２車線の内側） 交通量の少ない所を１か所入れた方がよい。 (2)　狭路 商店街（ない場合は、細街路） 住宅街 (3)　歩車道の区分の有無 （１）、（２）ともできれば両側にあるところ	速度の加減速の状況 飛び出しに対する警戒の仕方 歩行者、自転車への応じ方
２　コース （所要時間 １０～１５分） （走行距離 ２～３㎞）	(1)　外周、外回り (2)　外周、内回り (3)　クランクＳ字 (4)　見通しの悪い直線、右折、左折	速度の加減速の状況 交差道路への対応 ハンドルさばき 減速調整 飛び出しに対する警戒状況

別表第５（第２５条関係）

二輪車技能診断課題設定の基準

課　題	課　題　設　定　の　基　準		指導の狙い
１　慣熟走行		①　最初は低速で外周を走行する。 ②　２回目は外周３周を走行後、Ｓ、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。 ③　受講者が走ったとの感じを持つまで走行する。	○　受講者の技能レベルと問題走行を見極める。
２　目標制動	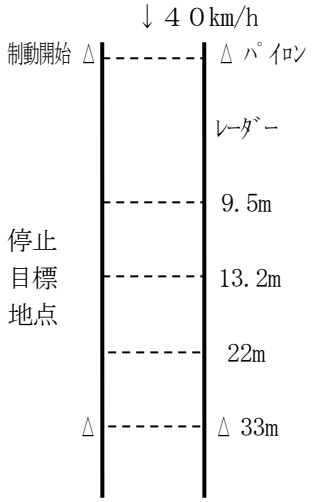	①　４０km/h で行う。ただし原付は、３０km/h とする。 ②　前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③　目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。 ④　後輪ブレーキは１３．２m以下ではロックするので、１回限りとする。 ⑤　ギヤは４速以上とする（エンジンブレーキがかからないため）。 ⑥　走行順序は、技能の高い受講者からとする。	○　理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。 ○　バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる。
３　コーナリング	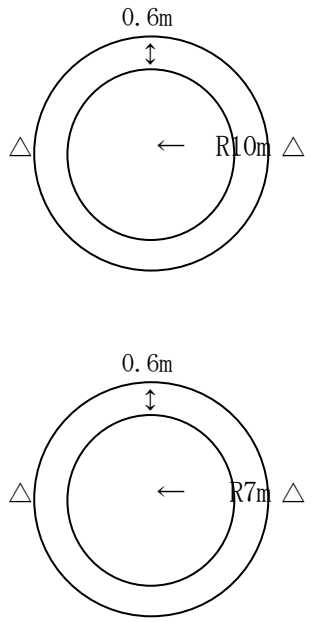	①　一定の速度で旋回させる。 ②　指示速度は、１０km/h から２～３km/h ずつ上げる。 ③　半径１０m円が設置できない場合は、半径７mでもよい。 ④　受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講生が半周する時間を計測し速度に換算の上、記録する。 ⑤　指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。	○　カーブでの進路保持の難しさを認識させる。 ○　曲率と自分の限界速度を自覚させる。

4　スラローム	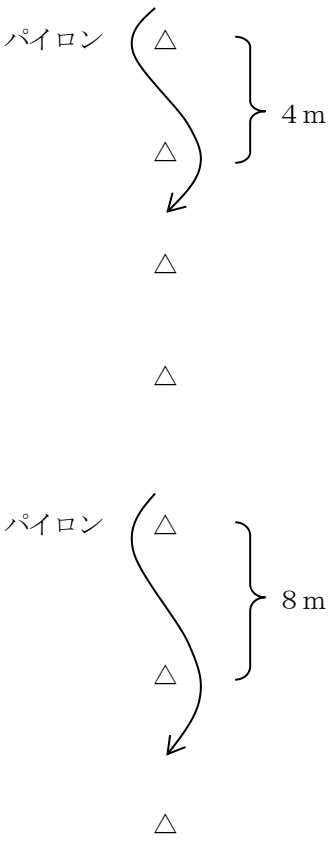	①　パイロン間隔は、４ｍと８ｍの２種類とし、４ｍから始める。 ②　走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。 ③　他の受講者に通過時間を計測させる。	○　パイロンの短いコースでは、車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。 ○　わずかな速度超過、操作遅れでパイロンをクリアできないことを認識させる。
5　８の字旋回	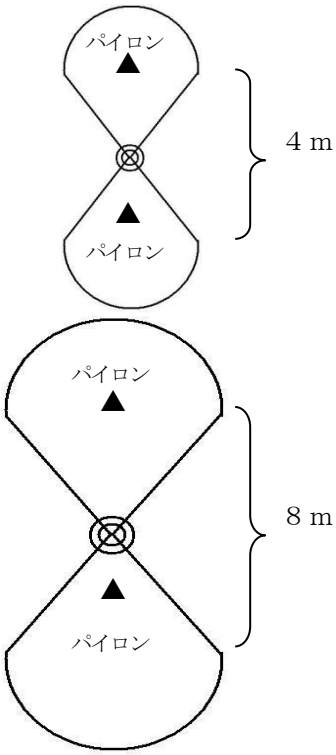	①　パイロン間隔４ｍでは単独走行させ、順次旋回半径を短くさせる。 ②　パイロン間隔８ｍでは２台同時に走行させ、４周した後離脱し、次の受講者を進入させる。	○　低速度でのコース取りの難しさを認識させる。

6　緊急制動	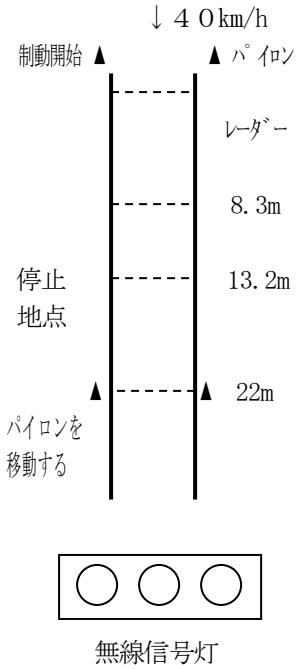	①　４０km/h～５０km/h で行う。ただし、原付は３０km/h～４０km/h とする。 ②　後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③　制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。 ④　ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。 ⑤　１人乗り制動が終った時点で２人乗り制動を行う。	○　制動の限界を認識させる。 ○　２人乗りブレーキの特性を理解させる。
7　緊急回避	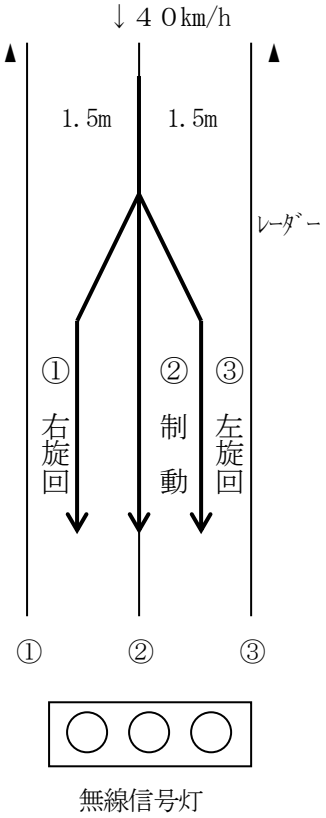	①　指示速度を必ず守らせる。 ②　まず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講者に停止距離を測定させて記録させる。 ③　３種類の合図を定めて、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定、記録させる。 最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中に全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後、再開する。 ④　車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。	○　認知、判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験し、安全運転の本質を理解させる。

別表第６（第３０条関係）

四輪車の路上講習標識表示基準

１　標識『講習中』及び『仮免許練習中』の取付位置は登録番号標の両側に配し、かつ、自動車の前部及び後部に取り付けて標示すること。
２　標識プレートの素材は、白色アルミ製とし、黒字で所定文字を標示すること。
３　取付方法は、バンパーに特製の取付金具で固定すること。
４　標識規格

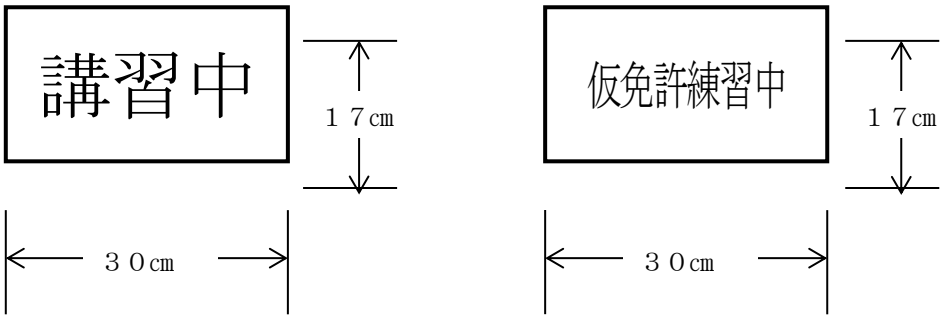

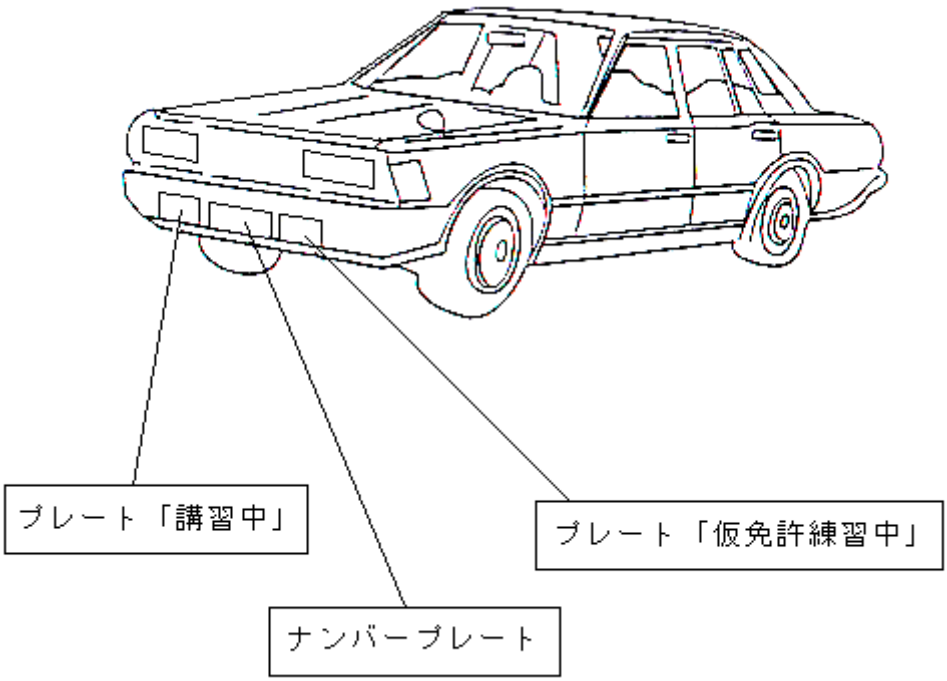

別記様式省略